

* 引き上げ分にかかる消費税収の使途の明確化について

平成26年4月1日に引き上げとなった地方消費税収は、地方消費税交付金として交付され、その引き上げ分については全額を社会保障費の財源として活用しています。引き上げ分の地方消費税交付金を活用した事業は次のとおりです。

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられた社会保障施策経費(令和6年度決算)

(歳入) ・地方消費税交付金(社会保障財源化分) 18,187千円

(歳出) ・社会保障施策経費 362,029千円

(単位:千円)

事業名		経費	財源内訳	
			特定財源	一般財源
社会福祉	障害者福祉事業	24,280	16,960	7,320
	高齢者福祉事業	50,152	169	49,983
	児童福祉事業	55,817	19,942	35,875
	母子福祉事業	223	83	140
	小計	130,472	37,154	93,318
社会保険	介護保険事業	57,895	2,769	55,126
	国民健康保険事業	54,331	25,264	29,067
	後期高齢者事業	40,541	11,427	29,114
	小計	152,767	39,460	113,307
保健衛生	保健衛生事業	67,115	3,729	63,386
	予防事業	11,675	1,472	10,203
	小計	78,790	5,201	73,589
合計		362,029	81,815	280,214

* 地方消費税交付金(社会保障財源化分)は、上記事業の一般財源の一部となっています。